# 第23期第12回新居浜市農業委員会総会議事録

- 1 会議の日時及び場所
- (1) 会議の日時 平成30年5月7日(月曜日)13:30~16:10
- (2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室
- 2 会議に出欠席した委員数及び氏名等
- (1)農業委員

第 1	番	Щ	下		元	第1	1番	近	藤	美喜	事男
第 3	番	藤	田	幸	正	第1	2番	小	野	春	雄
第 4	番	岩	崎	紀	生	第1	3番	曽ま	比部	英	敏
第 5	番	小	野	義	尚	第1	4番	合	田	有	良
第 6	番	寺	尾	俊	行	第1	5番	池	田	辰	夫
第 7	番	横	井	直	次	第1	6番	伊	藤	愼	吾
第 8	番	藤	田	健力	京郎	第1	7番	渡	邊	勝	俊
第 9	番	矢	野	重	明	第1	8番	松	本	勝	美
第1	0番	藤	田	幸	隆	第1	9番	Щ	П	三七	1夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第	1	番	神	野	克	史	第 9 番	田	坂	健	次
第	2	番	岡	田		充	第10番	眞	鍋	哲	哉
第	3	番	岡	部	正	明	第12番	寸	谷	博	明
第	4	番	村	上	壽	_	第13番	飯	尾	象	討
第	5	番	高	橋		繁	第14番	西	原		實
第	6	番	井	下	八	郎	71.		•	<b>→</b> L.	尺
第	7	番	髙	橋	眞	次	第15番	久	枝	啓	_
第	8	番	宇	野	賀津美						

(3) 欠席委員 2人

農業委員第 2 番石 山 敏 夫推進委員第 1 1 番寳 田 正 司

3 会議に出席した事務局職員

事務局長藤田和則 事務局主幹 原 道樹 事務局次長横川俊彦 農地係長 田中賢禅 農政係長谷口恭子 主 事 池田有里 臨時職員齊藤麻里

4 傍聴者

なし

# 5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について 農政関係 平成30年度先進地視察について

# 13時30分開会

# 〇藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。

農業委員18人・推進委員 14人でございます。

よって、過半数に達しており、この会が成立していること を御報告いたします。

それでは、会長よろしくお願いします。

## ●藤田会長

皆さん、こんにちは。

連休は、大変良い天気で暑く、色々な事ができたのですが 連休が終わると、急に雨が降り初めまして何かと農作業等々 でお忙しい事と思います。それでまた週末にはまた雨という 風な事が予測されておりますが

これから、色々な事で農作業も忙しくなるとそう言った中で農業委員会活動、ならびに農作業について色々皆様方で頑張っていただいたらと思います。

それでは、ただいまから第12回新居浜市農業委員会総会 を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議 案第4号までとなっております。

農政関係は、「先進地視察等について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第 19条の規定により、会長において寺尾 俊行委員と横井 直次委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願いいた します。

これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号及び第4号 は意見事項となっております。

加えまして参考事項1件ございます。

1ページをご覧ください。

それでは、議案第1号の審議に入りたいと思いますが、議 案第1号は、私が関係しておりますので、退席いたします。 その間、議長を曽我部会長代理に交代いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(藤田会長退席)

●曽我部会長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

〇池田主事

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田2筆、畑2筆、合計面積2,868平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

申請は、49番の(1-1)さん及び50番の(1-2) さんの2件でございます。

内訳といたしましては、期間、3年5カ月が1件、5年5カ月が1件。利用権の種類は、いずれも使用貸借で、またいずれも新規設定となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、および、全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

●曽我部会長代理 ありがとうございました。

以上、49番及び50番について質疑に入ります。 御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

●曽我部会長代理 ないようですので、原案のとおり

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見 を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●曽我部会長代理 御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていた

だきます。

●曽我部会長代理 それでは、第1号議案の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫時休憩し議長を交代いたします。

(休憩後、藤田会長の入席)

●藤田会長 休憩前に引き続き会議を開きます。

●藤田会長 3ページをご覧ください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供 しますが、17番については合田 有良委員が関係して おりますので、審議には参加できません。

議事について、まず、12番から16番及び18番から 20番について審議し、合田委員退室後17番について 審議したいと思います。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第12番から第20番の9件でございますが、先ほど会長から説明がありましたとおり、第17番を除いた8件について説明させていただきます。

4ページをお開きください。

4

第12番は、坂井町三丁目、畑、1筆、面積102平 方メートル、譲受人は市内在住の (2-1)さんです。

一旅山 五尺

〇原主幹

譲受人は現在、7反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、保有地に隣接している申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、季節野菜を予定しております。

第13番は、坂井町三丁目、畑、1筆、面積79平方メートル、

譲受人は 市内法人の(2-2)さんです。

譲受人は現在、3 反ほどの農地を主に育苗施設として活用 しており、今回、保有地に隣接している申請地を取得する目 的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、

\*\*、野菜の苗立てを予定しております。

5ページをご覧ください。

第14番は、船木字高祖、田、1筆、面積105平方メートル、

譲受人は市内在住の(2-3)さんです。

譲受人は現在、3.6 反ほどの農地を夫婦で耕作しており、 今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、申請地を取得 する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作 付けは、季節野菜を予定しております。

第15番は、萩生字岸ノ下、畑、1筆、面積1,172平 方メートル、譲受人は市内在住の(2-4)さんです。

譲受人は現在、7反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、野菜及び果樹を予定しております。

6ページをお開きください。

第16番は、北内町一丁目、畑、1筆、面積456平方メートル、譲受人は松山市在住の(2-5)さんです。

譲受人は現在、3 反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲受人が小作地の自作化を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付け

は、引き続き、季節野菜を予定しております。

7ページをご覧ください。

第18番は、萩生字本郷、田、5筆、5筆の合計面積5, 435平方メートル、譲受人は市内在住の(2-7)さんです。

譲受人は現在、7反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、稲作を予定しております。

第19番は、上原二丁目、田、1筆、面積297平方メートル、譲受人は市内在住の(2-8)さんです。

譲受人は現在、5 反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲渡人が県外在住で管理が困難なことから、申請地を譲渡する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、稲作を予定しております。

8ページをお開きください。

第20番は、下泉町一丁目、田、1筆、下泉町二丁目、畑、 1筆、2筆の合計面積は1,200平方メートル、譲受人は 市内在住の(2-9) さんです。

譲受人は現在、4反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、1筆については譲受人が小作地の自作化を図るため、もう1筆については、農業経営規模拡大を図るため自宅に隣接している申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、稲作及び季節野菜を予定しております。

第12番から第16番及び第18番から第20番までの許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号まで

の許可要件について調査書を配布させていただいております。第12番から第16番までは1ページ目から順に5ページ目まで、また、第18番から第20番までは7ページ目から順に9ページ目までとなっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしくお願いいたしま。

# ●藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、12番、13番及び20番については地元委員であります近藤 幹夫委員から14番については、藤田 健太郎委員から15番については、合田 有良委員から16番については、曽我部 英敏委員から18番については、飯尾 象司委員から19番については、守谷 博明委員にご報告をいただきます。

まず、近藤委員お願いします。

### 〇近藤委員

第12番、13番について、先程説明がありましたように、許可要件はすべて満たしておりまして、面積的にも非常に狭い所なのですが、完全に道路ができるときに分担された形で南北に分かれております。そして、(2-1)さんが買う場合には、今、広い面積でJAがひのひかりの苗を育成しているところで、よその土地があって邪魔になると言う形もあり一種の農地集約にもなっており非常に良い事なんだと思われます。13番につきましても同じく道路で分担された形でJAが苗を育成しているハウスに隣接したところで、これについてもやはり農地集約と言うような形で良い事だと思われます。以上です。

#### ●藤田会長

ありがとうございました。

次に藤田 健太郎委員お願いします。

# 〇藤田健委員

第14番の(2-3) さんですが、長年農業に携わって おり農業意欲もありまた、申請地につきましても買収により 残った土地という農地ではありますがきちんと耕作されて おり地域との調和要件も特に問題がないと考えております。 また、3条による許可条件の1番から4番はすべて満たして おり特に問題がないと考えております。宜しくお願い致します。

●藤田会長

ありがとうございました。

次に合田委員お願いします。

〇合田委員

第15番の当該農地の譲渡人は高齢でしかも女性であるという事、おまけに一人暮らし、今後農業を続けるという事が期待できない。毎年の調査でも、これを何とかしたいというのが常々の希望でした。一方、譲受人の方は今だんだん農業の規模を拡大するという事で周辺の土地を求めている意欲があり、しかも譲受人の父親は鉄工所をしておりその鉄工所の隣接した所が当該土地であり先程申しましたように農業ができるので耕作放棄地化されている土地です。従いましてこの若い方が求められて耕作何らかの作物を作って下さるという事は非常に頼もしい限りと感じております。以上です。

●藤田会長

ありがとうございました。

次に曽我部委員お願いします。

〇曽我部委員

第16番の物件です。ここは、(2-5)さんの本家、母親が住んでいるすぐ裏の土地で今回初めて小作地だったという事を私も知り、ずっと母親が野菜等の作付けをしておりました。その母親が1年半ほど前に亡くなり、この譲受人の息子(2-5)さんは松山在住であると、妹さんがおられたのですが西条在住で遠方であり心配をしていましたが、母親が亡くなって1年半になるんですが、きっちり土日に来て綺麗にしております。1年半大丈夫だったのだから今後も大丈夫だと思うし小作地の自作化というような事で問題はないと思います。以上です。

●藤田会長

ありがとうございました。

次に飯尾委員お願いします。

〇飯尾委員

第18番(2-7) さんの件ですが、譲渡人さんは(2-7) さんと親戚の関係上、譲渡人の旦那様がかなり前に亡くなり歳も歳という事で以前からこの譲渡人の田を耕作

して助けていました。その関係で今回(2-7)さんが、 前農業委員であり、農業経験もあり、意欲があり、今回譲 渡人の土地を申請し譲受人になってもらって耕作するとい う事になっております。そういう事で今後とも問題ないと 考えておりますので宜しくお願い致します。

●藤田会長

ありがとうございました。

次に守谷委員お願いします。

〇守谷委員

譲渡人は若い時は地元にいたのですが結婚して県外に出て、もう高齢者で79歳のため(2-8)さんとは親戚になりますのでそういう関係でこの度、土地を誰か作らないかという事で(2-8)さんが親戚でありますので買ったのだという事です。それで、水路も整備されて隣との堺も綺麗になっているので問題はないと思います。宜しくお願い致します。

●藤田会長

ありがとうございました。

以上、議案第2号12番から16番及び18番から 20番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

●藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって議案第2号12番から16番及び18番から20番については原案のとおり決定させていただきます。

続いて、議案第2号17番について審議したいと思いますが、合田委員は審議には参加できませんので、退室を求めます。

(合田委員退席)

それでは、ここで暫時休憩いたします。

●藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第2号17番について事務局から議案の説

明をお願いします。

〇原主幹

6ページをお開きください。

第17番は、萩生字岸ノ下、田、1筆、面積347平方メートル、譲受人は市内在住の(2-6)さんです。

譲受人は現在、2.7町ほどの農地を夫婦で耕作しており、 今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、申請地を取得 する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作 付けは、稲作を予定しております。

許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの 許可要件について調査書を配布させていただいております。 6ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきます ようお願いいたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

●藤田会長

ただ今の説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、飯尾 象司委員にご報告をいただきます。 飯尾委員お願いします。

〇飯尾委員

第17番については、長年農業に携わってきて農業意欲は十分あります。また、現在も農業委員で今回で3期であることから地元にも征服しており地域との調和要件も特に問題ないと考えております。場所的にも周辺が全部耕作、稲作を作っている状況でもありますし別に問題はないと考えております。宜しくお願い致します。

●藤田会長

ありがとうございました。

それでは、議案第2号17番について質疑に入ります。 御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

●藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょ

うか。

(「異議なし」の声あり)

●藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます

●藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の所 有権移転について」を原案のとおり決定させていただきま す。

●藤田会長

それでは、第2号議案の審議が終了しましたので、委員の 入席を求めます。

(休憩後、合田委員の入席)

●藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。

9ページをご覧ください。

議案第3号「農地の転用について」を議題に供します。事務 局から議題の説明をお願いします。

〇田中係長

議案第4号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の 申請で、申請件数は、1件です。

10ページをお開きください。

6番、萩生 字旦ノ上、畑1筆、申請人は、(4-1)さん。 内容は、太陽光発電施設、一体利用地として、宅地 120. 42平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である 第2種農地と判断されます。

以上、6番の事案の一般基準につきましては、転用行為が 遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等 の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させ ていただいて、ご審議の程よろしくお願いします。

●藤田会長

ありがとうございました。以上、6番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか

(「なし」の声あり)

●藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決 定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)

●藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用 について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。 11ページをご覧ください。

●藤田会長

議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を 議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

〇田中係長

議案第5号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、30件です。

12ページをお開きください。

57番、船木 字高祖、畑1筆、譲受人は、(5-1)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である 第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

58番、政枝町一丁目、田2筆、譲受人は、(5-2)さん。

内容は、自己住宅 152.36平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

59番、上原三丁目、畑1筆、譲受人は、(5-3)さん。 内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

13ページをご覧ください。

60番、上原三丁目、畑1筆、譲受人は、(5-4)さん。 内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

61番、上原三丁目、畑1筆、譲受人は、(5-5)さん。 内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

62番、土橋一丁目、畑1筆、譲受人は、(5-6)さん。 内容は、賃貸共同住宅(1棟) 243.54平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、 区分は、所有権移転です。

- 14ページをお開きください。
- 63番、土橋一丁目、畑1筆、譲受人は、(5-7)さん。 内容は、賃貸共同住宅(1棟) 243.54平方メート ル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判 断され、区分は、所有権移転です。
- 64番、高田一丁目、畑2筆、譲受人は、(5-8)さん。 内容は、自己住宅 98.37平方メートル、農地区分は、 その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権 移転です。
- 65番、角野新田町二丁目、畑1筆、譲受人は、(5-9) さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

- 15ページをご覧ください。
- 66番、角野新田町二丁目、畑1筆、譲受人は、(5-10)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の 農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。
  - 67番、角野新田町二丁目、畑1筆、譲受人は、(5-11)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。
- 68番、角野新田町二丁目、畑1筆、譲受人は、(5-12) さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

- 16ページをお開きください。
- 69番、角野新田町二丁目、畑1筆、譲受人は、(5-13) さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

70番、角野新田町二丁目、畑2筆、譲受人は、(5-14) さん。

内容は、太陽光発電施設、一体利用地として、山林 53 5.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地で ある第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

71番、久保田町二丁目、畑1筆、譲受人は、(5-15) さん外1名。

内容は、自己住宅 245.46平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

17ページをご覧ください。

72番、郷一丁目、畑2筆、譲受人は、(5-16)さん。 内容は、店舗(コンビニエンスストア) 199.53平 方メートル、一体利用地として、宅地 1,158.07平 方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種 農地と判断され、1,000平方メートル以上の土地に建築 物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、 区分は、賃借権で期間は20年です。

73番、萩生 字本郷、畑1筆、譲受人は、(5-17) さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

74番、多喜浜二丁目、畑7筆、譲受人は、(5-18) さん。

内容は、貸し露天資材置場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

18ページをお開きください。

75番、中村松木二丁目、畑1筆、譲受人は、(5-19) さん外1名。

内容は、自己住宅 148.22平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

76番、中村松木二丁目、畑1筆、譲受人は、(5-20) さん。 内容は、貸し住宅(1戸) 61.48平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

77番、萩生 字旦ノ上、畑1筆、譲受人は、(5-21) さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

19ページをご覧ください。

78番、光明寺二丁目、畑3筆、譲受人は、(5-22) さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

79番、光明寺二丁目、畑1筆、譲受人は、(5-23) さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

80番、光明寺二丁目、畑2筆、譲受人は、(5-24) さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

20ページをお開きください。

81番、船木 字高祖、畑1筆、譲受人は、(5-25) さん。

内容は、宅地拡張、農地区分は、その他の農地である第2 種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

82番、中村松木二丁目、田1筆、譲受人は、(5-26) さん。

内容は、建売住宅(1戸) 105.99平方メートル、 農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区 分は、所有権移転です。

83番、萩生 字本郷、田1筆、譲受人は、(5-27) さん。 内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

21ページをご覧ください。

84番、新須賀町二丁目、畑1筆、譲受人は、(5-28) さん。

内容は、自己住宅 56.31平方メートル、農地区分は、 その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権 移転です。

85番、北内町一丁目、田2筆、譲受人は、(5-29) さん。

内容は、建売住宅(9戸) 501.85平方メートル、 一体利用地として、宅地 138.00平方メートルがあり、 農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、千 平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であるこ とから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。 86番、萩生 字旦ノ上、畑1筆、譲受人は、(5-30) さん。

内容は、太陽光発電施設、一体利用地として、宅地 590.87平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。以上、57番から86番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしくお願いします。

●藤田会長

ありがとうございました。以上、57番から86番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

〇合田委員

74番の譲渡人は親戚、ご兄弟の方々ばかりですかね? 他人様が入ってられているのか。

〇田中係長

他人だというようには聞いていますが、特に親戚だというお話は聞いていません。

〇合田委員

あ、そうですか。例えば、一ヶ所に集まったように駐車場を創ると自分が譲りたくないけど周囲がそうだから、しょうがないな、という状況にはなってないのでしょうかね。

〇田中係長

一応ですね耕作放棄地のような現地でした。なので、保 全管理ぐらいの感じで、もう営農されているような感じで は、ないです。

●藤田会長

合田委員がお尋ねのこの場所は耕作放棄地的なところが 多い所です。田中係長の説明の中にありましたように隣に 福祉施設があるのですが、その横は保全管理されていたが その他は保全管理も十分されてないという風な所である と、私も通って見たこともありますし今の説明の中でもそ のように固まって転用というようになっているようです。

〇合田委員

今回の転用が太陽光、太陽光でしかも面積が大きいですかね。一反太陽光の場合は、開発費が掛からないと聞いているのですが、こういう状態のままで大規模に太陽光に転用されますと周辺の雨水なんかも普通だったら県地区だったら雨水排水などきっちりやりますからね。太陽光はそういう風な設備をしなくても転用は自由になると、周辺の農地を管理している方々は色々な影響を受けて大変だと思うのですよね。そういう面では、無理なのかもしれないが何か注文を付けるとか、規制の申し合わせ事項を作るとかそういった事をして周辺の農地に影響を少なくするような指導はできないものなのですか。

●藤田会長

以前からこういった会の中でよく色々な委員さんからご 指摘、ご意見で合田委員が言われるような、何かできない のか、特に太陽光発電という風な施設。きっちりと転用し ても後、造成したり擁壁を立てたり何かして、例えば水が 他には行かない、周辺に草が生えても壁があってなかなか 外へ行きにくいという風な場所であれば改良区が意見書の 中で色々と言えるのですが、この最近、増えているのが、 ただ転用を取るだけで後、造成も何もしないそのままの状 態で上に土を入れるのなら良いですけど、土も入れないで そのままでブロックを置いたりパイプを立ててパネルを設 置すると、これでやるんですと言うような業者の方もいる というのが現実です。そうなってくると、周辺農地の影響 で自然に雨が降った時にそのままですから水分が流れる。 片勾配をしてくれたら排水口にでも流れるんですけど、そ のままでパネルを設置されるとか、後、周りに何もしない から草が当然生えてくるじゃないですか。水田や畑のまま で転用されますから。そうなった時にその辺をどうするの かといえば、周辺農地に影響を及ぼしますから、それを地 域の方々、土地改良区辺りが厳しくその辺のところについ て、その地域、地域で色々と取り組むというのもこれから の一つかなと思います。後は、転用についても意見書の提 出くらいですから、それは、以前から言っている意見書が 無いと同意しないと言うことでも出せますから。こういっ た転用で普通、同義できない、それが無いと難しいと思い ます。それでも出てくるというのが現状ですから。その辺 を、各それぞれの地域で、我々農業委員会としても色んな 事がこうされるじゃなく、こうなった時に許可の取り消し を出しても後それを守らない時には取り消しが出来るの か、と言っても出来ませんので、いろんな事の予測される 中で、こうなるんだろ、この土地が転用されても農地にせ ずに直ぐに転用されるなど土地取得の為に農地を取得して るのではないかと、考えられる。そういう事を農業委員会 の会の中では言えませんので、規則に沿ってその中で農地 法に基づいて許可相当であるとか、3条の異動についても 異議なし、認めるとなりますので、今、全国的にも大々的 にもいくら買取価格が下がったと言っても枠を持ってます から、まだまだ、太陽光発電に取り組まれると、これから も出てくると思いますので全国的に色々な意見が出ている のではないかと思いますけど、今の所これといってお伝え する法律的なものは無いので、それなりに地域、地域がお 願いすると言う事しかなかなか難しいのではと思います。

# 〇横井委員

その意見は今年、多喜浜改良区は厳しく言っています。 農業委員会で許可を取消しできない。我々がはっきり言い 切っている、絶対言ったことしてくれずに業者まで連れて 来る。こういうようにして他人さんに迷惑をかけないよう に、草を生やしたらいかんなどを言いながらしている。農 業委員会がいいとなったら改良区は何の意味もないじゃな いか。

# ●藤田会長

許可が出たことに関しては、取消しはできない。今まで 改良区がそれぞれで取り組んでいかなければならない。業 者の方にも言うしかない。理解をしてもらうしかない。

# 〇田中係長

改良区さんが書かなくても30日たって申立書が出てくれば受理しなくてはいけないし書類上、西条市であったのですが地元も反対、地元の農業委員会も反対したのですが、実際、県の方での許可が出ました。これ、人命に関わるのではというところで。郵政地だったのですが、それで2回地元の農業委員会としても反対意見を県の方で会議で出したんですけど、書類上の恐れだけでは許可相当をせざるを得ないという結論になってまして、実際に私も行ってたのですが先程言われてたように地元の農業委員会の意見というのも聞き入れられなかったという事例が実際にございました。今時点、会長さんが言われるように会まで出てきた物については私が説明させて頂いているように許可を出さなければいけない、意見は言えるのですが意見と許可これはまた、話が違いますので、その辺りはご理解頂いた上でのご審議の程をお願いできたらと思います。

#### ●藤田会長

農業会議あたりで色々と取り組んでいって、国の法律決定することがあれば報告できるのですが、今の所、そこまでなってないのが現実です。それと、今、特に外国人の代表者の業者ができてきている。今、よく言われる外国人が日本の土地を取得する。これで取得していったら今、日本の法律では規制がないので全国的に問題になりつつあるという。これから、そういったものについては、法律が出来

るかもしれませんが今の所全くないという所です。地元の 方々が粘り強く、農地への影響についてお願いするしかない。

### 〇近藤委員

今の農業委員で、一つの土地で申請が農業委員会へ出てくるのが先なのか土地改良区へ出るのが先なのか、この順番によってまったく変わると思うのですけども。土地改良区の方に先行して出されて、土地改良区が許可しない限り農業委員会へ行けないという形を取れば今言った形は無くなるんじゃないかと思います。今、土地改良区の方ではこの前も少し話が出たのですが、契約書を入れてやる方法があって、周囲には必ず排水路を設けなさいという契約書を交わすというようなやり方もあるのかと思うのですがどうですか。

# 〇田中係長

先程申しましたように、地元の改良区さんがまず先、意見書を頂くために改良区さんにいかれると、理事長さんの判をついたものが我々の手元に参ります。これがないと基本的に受付はできないのですが先程申しましたように30日、改良区に意見を求めて30日が経っても改良区さんが意見を書いてくれないと、こちらの方にその旨申し立てをして受付をせざる得えない。改良区さんの意見書は必ずしも必要ではない、いう風にはなっております。近藤委員さんが言われるように、改良区さんとの契約というのは我々行政が、それで良いよとかそれは駄目ですよなどと言う立場にはございません。改良区さんでのご判断になるかと思います。

#### 〇近藤委員

そういう方法であったら、まず行政の許可認定の方法を 改める必要があるのじゃないんですかね。それを解ってて メスを入れないというのは、行政として今度は問題があり ますよね。

#### 〇田中係長

我々は農地法に基づいて行っているので県とか国会で法 律自体を議論して頂くような形になりますね。我々が良い とか悪いとかではなく、法律上今なってるもの現行法に基 づいて審査、審議していく立場にございますので、そちら についてはこの場で我々が立場ではないので申し訳ござい

〇近藤委員

〇田中係長

〇近藤委員

●藤田会長

ません。

では、この場でできないのならどこでやるのですか。

それは、国会とかそういった所になると思います。 国会への意見提出は何処からやるのですか。藤田会長 にお聞きします。こんな時には反対に土地改良協議会、農業 委員会が動いたりして行政を動かすのではないのですか。

そういう風に今色々な意見がある時には関係省庁へ出す ために、まずは農業委員会であれば県の農業会、全国の農 業会議。改良区であれば土地改良区協議会から県土地改良 事業連合会、また国の方へとなっております。その辺のし てほしいいうのは議会から意見書を関係省庁へ対して意見 を色んな事がない事はない。市長辺りが全国市長会などの 中で上に向けてという風な中で全くない事はないのです よ。今よく言われるこういった事についても、全国的に問 題になっているのではないか、新居浜に現実あるんだけど 今のところ農地法に絡む、何でもこういった許可などにな りますので、今田中係長が申しましたように今の現法では 規制はできない、規制ができるような法律を色んな所で作 って頂ければ、それに対しての審議ができるという事にな る。

〇近藤委員

今はやれない、だけど現状の悪さは皆認識している。言 う事になったらまず何かをやりましょう。という建設的な 意見などは出ないのですか、出さないのですか。

●藤田会長

我々農業委員会とすればそういった事を関係機関色々働 きかけとしてという事ですから、後の農政の事が終わっ た後の中でこれからの農業委員会としての取り組むとい う事で皆様にご意見を聞く時間を設けておりますので、 その中でそういった事についても検討して取り上げて 色々やってほしい、やるべきだと。

〇近藤委員

今の現状で駄目ですよという事は、あまりこういう会

の意味がない。今後、こういう事で申し入れしますとか、 取り組みますとか意見を事務化してほしい。

●藤田会長

それを皆様方で意見を出したやつを、これから協議を したり、そこで関係機関にそれを提出するとか。いう風 な事もこれからの活動の一つとして。

〇近藤委員

よろしくお願いします。

●藤田会長

〇合田委員

また、ご意見を承りますので。合田委員さん、どうぞ。 私、電力価格買上の直ぐに16円になると聞いている のですけど、そういうようになってきたら業者さんは、 行う側としたら初期投資を抑えたいという気持ちになる と思うのですよね。最初の投資はできるだけ抑えたい。 抑えるということは設置する地盤の設備をできるだけ抑 えることですから穴が空きますよね。だから、新居浜市 の条例で設置はしてもいいけど、こういう公道にしなさ いよと、例えば草生える草を放置する為の措置とか、排 水を処理する側溝とかそういったものをつけなさいよと いうのは条例で定められるじゃないのですか。

●藤田会長

皆様方のご意見を合わせて法律を超えるような規制、 条例が出来るのかありますのでまた検討していきたいと 思います。

●藤田会長

ほかにご意見、ご質問はございませんか。

はい、宇野委員さん、どうぞ。

〇宇野委員

角野新田町二丁目の太陽光発電施設の代表取役が一緒なのに会社が二つあるのはいいですか。

〇田中係長

はい。特に問題はありません。商業謄本も全てついて おりますので、関係書類によって当然認められています ので問題ございません。

●藤田会長

ほかにご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

●藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見 を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

### ●藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の 転用について」を許可相当として県知事に意見を送付い たします。

### ●藤田会長

22ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意 解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いし ます。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終 了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時45分から総会を再開いたします。

# ●藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内しておりましたとおり、「先進地視察等について」を議題といたします。

先月11日から12日にかけて、兵庫県養父市農業委員会の取り組みについて、鳥取県鳥取市の「食のみやこ わったいな」で設立経緯と活動状況について研修を行いました。今回の研修に参加された委員さんは23名でございます。

都合により参加できなかった委員さんもいらっしゃいまの で、事務局から研修の概要について説明いたさせます。

# 〇横川次長

では4月11日に訪れた兵庫県養父市のご紹介から始めす。養父市は兵庫県丹波地域の中央に位置し、平成16年に4町合併により成立。日本海型の気候で積雪も多い地域です。

山間地域であること等から人口の激減・高齢化が進み、1960年の人口と比べ2015年の人口は4分の1になり、農家を取り巻く現状は同様に1960年と比べ総農家数が39.9%・耕地面積は50.5%まで減少しました。まさに農業の死活を分ける状況を受け、市長の強い意志を農

まるに農業の死活を分ける状況を受け、市長の強い意志を農業委員会が援護する形で国家特区の指定を受け、農地法3条の農地の権利移動の許可事務を農業委員会の同意により市

が行うこと、下限面積を10アールとすること、空き家に付随する農地の取得制度の創設等を行いました。また農地保有適格法人の条件緩和により9社が新設され、合わせて13社が活動しており、平成29年4月現在これらの法人により耕作放棄地15.8haが再生されました。これらの会社には、地元の農業団体が参画し、地元のルールを守りつつ法人の社員が団体活動にも参加することで地元の活性化にも役立っているそうです。

今後は有機栽培や地元名産の朝倉山椒の世界的ブランド 化を進めつつ、新たに6次化にも取り組む予定だそうです。

農業委員会活動では農地パトロールの事前研修会・反省会、農業者との意見交換会などの活動を行い、地域の農地最適化に向けチームワークをもって取り組んでいるそうです。あくる4月12日には、JAグループ鳥取食のみやこわったいなを見学。わったいなとは鳥取の方言で「わっすごい」という意味で、一般の農畜産物から特産の砂丘らっきょやなし等の観光物産までがそろうシステムが構築されており、97の加工会社・1500軒の農家が出品、バイキングレストランやジェラードなど産物を加工した部門も整備されています。敷地面積4000㎡、300台の駐車場を備え、年の売り上げ約7億円。また隣には海鮮館があり、観光地も近いことから一般客から観光客までが楽しめる施設となっています。

●藤田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、研修に参加した委員の皆様は、それぞれ自分なりのご意見やご感想がおありのことと思いますので、皆さんのご意見・ご感想をお出しいただきたいと思います。また、我々第23期委員も昨年7月からスタートしまして、もうすぐ1年が経ちます。そこで、活動してきた中で色々感じたこともあると思いますので、今回研修に参加できなかった委員の方を含め皆さんから、今後の総会の中で協議していく議題やこういった研修をしたい等についてご意見をいただき今後の総会が実

りある協議の場となるようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご意見、ご感想をお願いいたします。

山下委員からお願いします。

# 〇山下委員

耕作放棄地の問題です。私が農業委員をし始めて問題が発生したのは、八雲地域で八雲自治会長から相談があり土地の持ち主に放置したところを何とかしてほしい。こちらから農業委員会の方に要望もいっている。持ち主に、何回いっても放棄地の対策、処置をしてくれない。周辺の住民からは蚊が発生するとか、虫がいるとか、子供がこんな虫に噛まれてこんなになりました、というような情報も入っている。こういった放棄地の対策、管理をお聞きしたいと思います。

# 〇岩崎委員

一番感じるのが、耕作放棄地で特に草がいっぱい生えて、周囲の方から何とかしてほしい、と言われるが、特に誰が作っているの分からない所が多くて、その所を農業委員会の方で分かるようにしてほしい。周囲の方からも農業委員会の方へ連絡があると思いますので、その時はなるべく早く対応してくれるようにお願いします。

#### 〇小野(義)委員

養父市の研修に行きまして、その夜は鳥取市内で、しっかり交流もできてよかったと思います。養父市については鳥獣被害もかなりあったと、これについては罠でかなり捕獲をしているという状況で、防護柵も市などが助成してやっている。新居浜市については罠での捕獲駆除それと防護柵についても助成があるよ、というような事をしっかり進めていかないと山際の地区は耕作放棄地がかなり増えている。この辺をしっかり取り組んでいく必要があると思いました。是非とも宜しくお願い致します。

# 〇寺尾委員

国家戦略特区とは何だろう、という思いできたのですが、今まで研修した地域と同じく地域ぐるみ今回は国をあげての地域の取組みですね、これが国家戦略特区という意味かと感じた。とにかく郊外地、遊休地、獣害あった中を

地域で取り組んでいる姿を見せていただいて帰ってきました。私達も、耕作放棄地、遊休地多々ありますので研修を参考に少しでも前へいけたらとそう感じて帰ってきております。

# 〇横井委員

今現在、年寄りばかりが農業をしている。若い人で農業をしているのは限られた人間だけになっています。鳥獣被害の規制が厳しすぎるので、もっと、ゆるくしてほしいと思います。

# 〇藤田(健)委員

今回、視察という事で初めて参加しました。一番、興味 があったのは国家戦略特区で法律に国や県の市の法律の 規制を自由に緩められる、それを使えるのが特区だと。補 助金は一切ない。国家戦略特区という指定はしてくれても お金の援助はない。法律の規定を緩めて運営ができるのが 国家戦略特区。下限面積にしたり、荒廃地を耕作したり、 個々に見てみると全部成功していると説明もあり実際に そうだと思います。しかし、荒廃地を一つの会社でまとめ て能率を上げる専業化にしていくと、会社組織になると、 人間がいらなくなる。養父市がなぜトップを取ったかとい うと人口は減っていく。4万5千人から2060年には1 万人をきると、そのグラフを見ると人口は右肩下がり。人 口減少の歯止めにはならない。法人化して個々には成功し ているが、人口はもっと減っていく。農業人口が減って広 くなった土地を法人化でやっていくと人間の数は要らな いのでこれは下がっていく。どちらがいいのか。新居浜も 似ているのではないかと思います。

#### 〇矢野委員

研修に行くまでは国家戦略特区に興味があったのですが、話を聞いて思ったことは、法律の枠が柔軟になったということは良いことだと思うが、農業委員会の会長さんのお話の中で下限面積を10アールにしたといった説明があったと思うのですが、これは、良い面と悪い面があるのではないかと。良い面は、農業を始めようとする人にとっては少ない面積から始められる、という事は良い事なので

すが、逆の面としては農地の所有とかいうのは小さな面積になっていったら先々では農業ではなくなる事を加速するような面もあるのじゃないかと思います。地主さんが持っている土地を歳がとったから耕作しづらくなった。誰か作ってもらえませんか、という時下限面積は小さい方が良い。しかし、転用なんかの事を考えると小さな面積で百姓してもしょうがない。辞めてしまえという事を加速するような面の方が大きいのではないか。そしてもう一つ、養父市をこえて鳥取に移動する時の車窓から見た農地は基盤整備が隅々まで行われているというふうに見えました。放棄地がほとんどない。なぜ、こんな田舎で農地を荒らさないような、何か動機づけがあるのではないかと感じました。耕作意欲の高い原因は何かと探る事はできなかった。チャンスがあればその辺りを知ろうと思いました。

# 〇藤田(幸)委員

今回、3年ぶりに研修に行かせてもらったのですが、各市町村の取組みなどは一緒だな、と思いました。養父市の方ですけど、山岳地で色々取り組んではいたと思ったのですが新居浜市と同じような取組みでないのかと印象をうけました。

#### 〇近藤委員

今回、初めての研修でしたけど養父市、わったいな両方を見て感じたことは、あかがね、周ちゃん広場この辺との対比をしたのですけど、新居浜のJAの北側の広さでは太刀打ちできない。品数もさることながら農家の方がそこへ出そうか、と意欲は湧いてきにくいのかと思いました。新居浜を考えると今あかがねに出している方、スーパーに出している方、コープに出したりダイキに出したりしている方、それに加えて西条の市場へ出している方、これが数値的にどんな関係にあるのかな、と向こうに行って対比いう形で想像したのですけど、ちょっと解らない。新居浜市として数値的なものもまとめてお百姓さんが作ったものをどこに出しているのか、どこで収益を上げているのか一度調査する必要があるのかなと思いました。今から、規模を

拡大しようとする方がどこを目指して拡大していくのか、 ある程度、目標がみえるような形を数値に見出してあげる 方がいいのかな、と思いました。他の所は上手く観光地を 利用して、そこの中継点になるところへ直売所を設けてい る。新居浜のJAの北側が最適地かと言うたら、またちょ っと違うかなと、場所的にも延びる規模ではない。もっと 場所を考える必要があるのかな。それと、養父市の市長自 らが陣頭指揮をとって市長の意気込みに基づいて後の会 員の方がついていくという方法。前回も言ったのですが 1・1・1 運動の話が出ている。1・1・1 運動はこうやって やるのだと、形の想像じゃなく方針を見出して提案して頂 いた方がありがたい。我々もやりやすいと思います。一番 最初に言われた放棄地の問題ですけどやはりある程度の 罰則を設けないと無理なのかな。年に1、2回しか草を刈 ってくれないとか、僕らは自治会長をして刈ってあげない といけない場所が一部あります。罰則は人間である以上必 要なのかと思います。

# 〇小野(春)委員

今回、養父市へ研修に行って特区に認定されているだけあって素晴らしいなと思いました。その中で特に興味を抱いたのは、農業委員会の一年間行事の中で農業者との会合を年に1・2回おこなっているというのを必然に感じました。我々、新居浜市においても各地区の代表として月一回農業委員会に出てきて意見交換をしておりますが、年末の意向調査とか各地域の農家の方とはお話する機会はあるがそれが全て地区の農家の方の声が反映されているのか疑問におきますのでこれに関して新居浜市農業がより発展していくには定期的な農業者との意見交換が必要じゃないかと今回の研修で思いました。

# 〇曽我部委員

新居浜市の農業ということなのですが、中間管理機構の 申請が新居浜市は0です。これが0であろうと僕はできた 時から思っていた事ですが、新居浜市の場合は農用地が少 ない、農地の活性が出来ていない色々な理由があります。 ただ、耕作のできない人が増えているのは間違いないので新居浜の中間管理機構、貸し手にもお金が出る。非常にいい国のお金を使っているわけですけど新居浜にはあまりむかないから0なのでこれを何とか新居浜版のようなものが出来ないかと思います。今日、最初から出ておりました太陽光発電の関係ですけど、これは太陽光発電をすることで耕作放棄地を多少減るという利点もありますが、一回、太陽光発電が出来ましたらその土地は農地へは戻らないであろう。農地がどんどん減っていくばかり。これを、何とかしなくてはいけない。合田委員さんも仰っていたように規制が必要かと思います。

〇合田委員

私が今回の研修に行って色々得たいと思いました。一つですが下限面積を一反にしたと三反から一反に変えるべきではないという思いを話てきたのですが、やはり、一反にしたのだという思いです。なぜそう思うのかというと、新居浜市民にとって誰でも農作物を作る機会を与えてあげると、その事によって土地の有効活用になると。もちろん農業委員会の最大の役割というのは優良農地の保全確保ですからそういった面にも大いに貢献するのではないかと思う。やっぱり、三反になったら機械も必要、人力だけでは維持管理ができない。一反なら人力で物を作る事ができるのではないかと思うし、物を作りたい方への機会になるのではないかと思います。

〇池田委員

基本台帳の調査について、調査票を相手さんに見せて内容確認するという話で持って行ったのですが調査票の世帯主が奥様の名前になっていた。世帯主名が何で変わっているのかと、お叱りをうけた。私も初めてだったもので調査票は本人の申告だったと頭の中にあった為「誰かご家族の方が申告されたのでは」とその場は終わったのですが、事務局の方に確認した所、旦那様が転勤で転出してしまったから、それまでの世帯主の名前が転出する事で、でなくなった。それで奥様の名前を事務局の方で世帯主として申

告した、という事を聞いて説明をし直した。今後、調査票を変更させなければいけない時には調査票の下にでも別欄を設けて記入して頂けたらと思います。

### 〇伊藤委員

今回、研修に参加させてもらいましたが、特区とか言い ますけど農産物でも酪農なり、それで食べて行けるくらい の所得に繋がる物ではないと結局は続かないのだと感じ がした。新居浜でするのであればJAあたりと相談して産 物をこれだけ作ったらこれだけは引き取りますとか、今ま で農家してきたらお米ばっかり作りますよね。お米を作っ たらこれだけの所得になるとはっきりしているからする だけであって、野菜を作ったらその保証がないですよね。 若い世代の人達は、お米も買ったらいい、土地があっても 作らないという声が多い。作る人が誰もいなくなるなと、 実感している。農業してこれだけの所得があると感じたら 若い世代でも仕事をしながら、これだけ作れば幾らかの所 得になると思ったら作ると思う。流通機関と何処かと提携 して保証していくという形を取らないと無理なのかと思 う。人が入ってきている所は市が農家と家と土地などをお 世話して募集して全国に発信している。新居浜も土地を使 ってほしいという人が多いので、そこら辺の形をしていけ ば農業をしたいという人が新居浜だけでなく全国にいる と思います。

# ○渡邊委員

農業委員をしだして耕作放棄地の問題はなかなか難しいと思いました。新居浜市でもそうですし、養父市でもそうですが耕作放棄地解消の為に生産組合法人とか大規模に耕作放棄地を解消しているというケースもありますが、農業はなかなか儲からないビジネスなので、結局、儲からないと個人であろうが組合であろうが長続きしない。私個人としても農業は儲かりませんが頑張ってやっていこうと思います。

#### 〇松本委員

農業委員になって10ヶ月。女性で何ができるのかな、 ただ会に来て座っているだけかな、いつも自分と葛藤して いる。研修も一つの勉強だと思って参加させてもらいました。養父市の話がありますけど、リーダーの方達が危機感をもってやった結果だと思います。女性農業委員が複数じゃないと駄目だと思いました。

〇山口委員

養父市では、基盤整備事業、土地改革事業についての質問をさせていただきました。養父市は国家戦略特区の認定だとか中山間地域のトップ育成改革の認定とか、平成26年5月の認定と9月の中山間農業の認定。面積にしては新居浜市の約倍以上あり、30キロへクタール。農地が15キロへクタール、田が78%、畑が22%。非常に綺麗に整備出来ていた。これだけの事業なり、認定を受けるなり、農業政策をやっているのであれば、各団体、行政、農業委員会、JA、土地改良区全ての団体がうまくバッティングをしてそういう成果になっているのではと思います。

〇久枝委員

農地パトロールと基本台帳について要望します。今年、 認定農業者の方が一人亡くなられまして、大規模に農業を おこなってくれていたのですが、今年から耕作放棄地が大 量に出てくる可能性が強い。今現在パトロールして、後結 果を農業委員会の方から数字で何%増えたか減ったかと 報告があるが、そんな数字よりも実際に耕作放棄地の農地 を持っておられる方の現状、意見、要望などを書ける手紙 を出して、それを回収した結果をこういう場で掘り下げ現 状を知り、対策を考える方がいいのではないか。もう一つ、 農地基本台帳の調査。これも、各個別に行きお話をするの ですが、高齢者で認知症の方も居たり、何㎡と言ってもほ とんど話が通じない方が増えてきている。旦那さんが亡く なって、奥様の名義で話にいくも解らないというのも増え てきている。今後も、増えてくると思います。一筆ごとの mがほしいという声がある。入れる時間はかかると思いま すが、入れて基本台帳を持って我々が調査に行くというの が必要だと思う。これも、今後の要望としてお話しときた いと思います。宜しくお願い致します。

# 〇西原委員

一年間推進委員をやりまして、ここで感じた事は、まず耕作地を調べたり放棄地を調べました。放棄地については草を何とかしてほしいとお願いに行くも、年を取っていたり、女性の方が長生きするので、80歳くらいになっていたりどうしょうもないところもあります。今からの事のアンケート調査をおこなった。やめたい、貸したい、購入したいという事でほとんどの人がやめたいと、いう事でした。そこで、治良丸なのですが改良区さんと別々の組織になってしまっている。改良区の協力が必要ではないのか、と思っております。

## 〇飯尾委員

遊休農地対策、遊休農地の雑草対策について新居浜市の土地は細々としてくねった田んぼ、区画整備はほとんどされてないのでしょうか。その点となりの西条市は完全に区画整備が出来ている。その土地を分配したりして畔草を刈るような所がほとんどない。研修の方で山手の整備をして道路を作っていると聞いたのですが、新居浜は農道でも曲がりくねった細い道で軽トラが通りかねるような道が多い。曲がりくねった田んぼ、そういったのが不利になると思う。農地の基盤整備が必要だと思います。

#### 〇守谷委員

台帳の調査で、毎年行くところに行くと山林の所に昔の 台帳では農地になっているが、実際は林になってしまっ ている。台帳はずっと消えないのですか。山から降りて きて、何反あるのか分からないという方も6、7人いて 毎年続いている。それを、どのようにしているのか教え てほしい。

#### 〇眞鍋委員

今回、初めて研修に参加して養父市の土地の整備がきれいにされていてあまり放棄地が無い、草も生やしていないところに感心しました。新居浜の放棄地ですけど田んぼにしろ草を生やしっぱなしにしている所を調べて草を刈ってほしいと申し込みをして草を刈ってくれたが、それっきりになっている。こんな放棄地を罰するようなものを設けたらいいと思います。放棄地は年末の調査に行っても、草

を生やしているまんまです。自分は管理はしていない声が あります。

## 〇田坂委員

先程、前委員さんが言ったように、私も罰則が必要だと 思う。強制力がないからいくら頭を下げても改善されない と思う。私、10ヶ月活動、勉強をさせてもらいました。 パトロールに関しては泉川の川東全域が担当なのですが、 一番がっかりしたのが山に近い光明寺、自分が住む地域に 木が生えている所もある。少しでも改善したいと思ってい るが、私も中学くらいからずっと百姓をして百姓の歴史を 知っている。新居浜地区は兼業農家なのですよね。専業農 家はあまりいません。百姓しても利益が上がらない、だか らやらない、そういう時代になっている。投資額も大きい。 トラクターを一台買うにしても数百万、コンバイン買って も数百万するものが使用するのが2、3日ですよね。誰が 考えても投資しないですよね。そういう環境の中で放棄地 をどうするか。私が一つだけお願いするのは、草を生やさ ない方法として一番いいのは稲作にすると、畑の草は生え ないといった話から始まってできるだけ稲作をしてもら う方向で1,2件稲を作ってくれた所もあります。それと もう一つ、私の地区で放棄地が放置されている、木が生え ているかというと、猪が出て作物が収穫できない、それで 止めてます。これ、現実です。こちらの対策も非常に難し いですが、5年10年さかのぼって反省、考えてみると実 は今だに地域ぐるみで電柵から始まってそういう展開を していない。個々にやっている。お金を投資しているのだ けどそれ程効果が出てないのが現状です。市の方からも指 導されていると思いますけど補助金を出すだけではなく そういう指導もしてほしい。市もそうですけど縦割りです よね。横の繋がりがないから連携が取れない。横の繋がり を持って頂ければ少しでも改善の方向に進むのではない か。もう一つ、太陽光がなぜ展開されていくのか、投資額 の話も出ましたがこれを業者に聞いたことがある。光明寺

でもけっこう大きなレベルで2社展開しました。その時には自治会が対応しました。今後、5年、10年、20年、30年、どういう管理をしていくか、反射熱を理由に交渉して契約を結びました。なぜ、太陽光が進んでいるのかというと、国の指導もありますし、実は太陽パネルが非常に安くなっているらしい。投資額が半値に近いようで、まだまだ進むようです。

## 〇宇野委員

今回、研修に参加して先程皆様も話されたのですが養父 市の事なのですが田んぼや畑耕作放棄地がほとんどなく て、その土地土地で全部農業策をされているようだったの で、新居浜市も先程の案件とか、市が予算を決めたりして 地区ごとに順番にしてもらうというようにお願いしたい と思います。

# 〇髙橋(眞)委員

推進委員になって11ヶ月くらい経ちます。非常に農政 関係は難しいと痛感しております。今後も勉強したいと思 います。

# 〇井下委員

研修は楽しくさせて頂きました。色々と課題もあるのですがそれをどう取り組んでいくのか難しい状況であります。私の地区も高齢化と遊休農地これから5年、10年ほとんど農業をする人がいないのではないか、と思っています。課題について市、農業委員会でいかにして止めていくか、と考えていかないとこれから先がないのではないか。僕も70歳くらいですけど、後10年くらいは体が元気であれば百姓できますけど僕らより下は農業をする人は少ないのではないか。こういう状態でどう課題に取り組んでやっていくかそういう事を考えて推進していかなければ難しい問題が出てくるんじゃないかと思う。少しずつでも課題に向けて取り組んでいきたいと思います。

# 〇高橋(繁)委員

研修に参加して養父市でも人口が急速に減少している みたいです。農家の高齢化、後継者不足でやっぱり耕作放 棄地もかなりあったように思うのですが、新居浜市も一緒 で人口が我々の記憶では13万人ぐらい、最近では12万 人ぐらいしか人口がいない。そんな中で農業の後継者がだんだん減ってきた。後10年もしたらどうなるのか。各地区、地区で専業にされている若手の農家の方がいるのですがそういう方を後継者で頑張ってもらうには行政の方からの支援なんかもできる限りの事をしてあげたら、耕作放棄地の解消にもなるのじゃないかと個人的には思います。 鳥取のわったいなの施設は立派なもので鳥取市の一大観光地みたいに感じました。

〇村上委員

初めて研修に参加して養父市では車窓から見た限り山間部ですけど棚田、山林も綺麗に整備されていてどうやってしているのか、自分達でやっているのかな、行政がやっているのかなと思いながら眺めていました。新居浜については遊休農地の雑草。高齢の方がたくさん居まして年金で年に2、3回シルバーに頼んで刈ってもらっている。それも後何年かで耕作放棄地なってくるのか、どうするべきなのかと近くを通りながら歩いています。

〇岡部委員

農地の基本調査で個々を回って話をしていく中で、4期目になるのですが最初の頃と最近で変わったのは農地の価値観が下がっている。資産的な価値も落ちている。それに連れて意欲も下がって歳も老化している。資産的価値を第三者的に評価するのが一番強い。私自身も専業で満70歳を越えたのですけど、遊休農地が増えるというのは資産的価値が低い、農地としての生産能力が低い。そういう所有地が遊休農地になっているのではないか。自分が所有する農地についてはきちっと作ってそれをやる事によって周りの方がやっぱり農地はきっちり作らないといけない。やってみて、農地の本当の価値が分かるので、できる限り何年先までできるか分からないが自分としてできるだけ長く作って少しでも遊休農地が増えないよう、作るという意識を持ってもらえたら、今の自分が出来る事だと思います。

〇岡田委員

新居浜市の耕作放棄地をなくす為の景観形成作物の視

察にぜひ参加したいです。

### 〇神野委員

養父市は全国から訪れるモデル地区であり取り組みは 凄く評判になっているが、最後に説明の方が農家及び住民 との共存交流もうまく図られているようだが、成功は一部 でありこれを切り口として問題解決に取り組んでいきた い。これが、本当ではないかと思う。新居浜でも何がやれ るか、大きなことはやれないと思いますが新居浜にあった もので現在推進している1・1・1を切り口として皆で取 り組めるものから取り組んでいく、小さな事からやってい かないと何もできないと思います。基本台帳の件なのです が、旧市内を回っているのですが件数が多くて何で件数が こんなに多いのかと思って回ったのですが台帳に面積等 しか書いてないのですが、こんな広い面積何処で作ってい るのか聞いてみると例えば大島だったり、阿島であった り、別子山であったりそういう土地の相続をした方が旧市 内に沢山住んでいる。そういう方に話を聞いても現状私が 回っている地区で見にも行けない、把握もできないのでそ ういう地域は整理して頂かないと、回っても時間の無駄に もなるな、と感じました。

#### ●藤田会長

ありがとうございました。

本日みなさんからいただいた意見等を事務局の方で検討 せまして、今後の総会の議題として協議していきたいと思 います。

以上をもちまして、第12回新居浜市農業委員会総会 を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆○藤田局長 御起立ください。礼。ありがとうございました。

 $\Diamond$ 

新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。 新居浜市農業委員会総会

会 長

会 長 代 理

委 員

委 員